

石狩市と石狩市内郵便局との包括的連携に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と別表に掲げる郵便局（以下「乙」という。）は、両者が連携し、子どもから高齢者までだれもが安心して快適に暮らせるまちづくりを推進するために、市民サービス向上に係る包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、市民サービスの向上はもとより地域社会の安心・安全の確保や地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- （1）高齢者、障がい者、子どもその他の市民等の何らかの異変に気付いた場合の情報提供に関する事
- （2）道路の陥没、段差損傷、倒木、水道の漏水情報の提供に関する事
- （3）不法投棄が疑われる廃棄物等の情報提供に関する事
- （4）安心・安全な暮らしの実現に関する事
- （5）地域経済活性化に関する事
- （6）未来を担う子どもの育成に関する事
- （7）その他、地域の活性化・市民サービス向上に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の他に連携を行う場合は事前に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙協議の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年12月26日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市

石狩市長

乙 石狩市花川北3条2丁目200
日本郵便株式会社 石狩郵便局

局長

別表

局名	住所
石狩郵便局	石狩市花川北3条2丁目200
石狩北郵便局	石狩市八幡2丁目332-13
浜益郵便局	石狩市浜益区浜益630-2
厚田郵便局	石狩市厚田区厚田44-6
幌郵便局	石狩市浜益区幌21-9
望来郵便局	石狩市厚田区望来94-22
石狩親船郵便局	石狩市親船町60-9
石狩高岡郵便局	石狩市八幡町高岡251-5
石狩花川北二条郵便局	石狩市花川北2条5丁目57-6
石狩花川南五条郵便局	石狩市花川南5条2丁目218-2
石狩市役所前郵便局	石狩市花川北7条1丁目7-1
石狩花川南八条郵便局	石狩市花川南8条3丁目25
石狩南高校前郵便局	石狩市花川南8条5丁目5
石狩花川南一条郵便局	石狩市花川南1条2丁目130

